

## 「東京都社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム事業） の補助に関する Q&A」

Q1 対象経費については、それぞれのどのようなものが該当するのでしょうか。

A1 各対象経費の想定される内容、旅費及び扶助費における宿泊代金の補助の上限額は以下のとおりです。なお、上限額を示していない経費についても計上する金額は合理的な説明が可能な金額である必要があります。

対象経費	内 容	備 考
報酬、給料及び職員手当等、社会保険料	当事業にかかる人件費、超過勤務手当等の各種職員手当及びそれに付随する社会保険料	
報償費	本事業の実施に協力した者等に支払う経費 (例えば、事業内で実施する心理療法及び法律相談に係る専門家への謝金や、講演会、講習会、研究会等の講師への謝金が該当します。)	
旅費	本事業に関与する職員が移動、出張した場合に生じる経費。 (鉄道運賃やタクシー料金もこちらに該当します。鉄道運賃などは最も合理的な経路での移動に要する経費までしか対象としません。新幹線の座席指定料は対象経費と認めますが、グリーン料金などは認められません。)	宿泊費は1人あたり 上限 19,000 円/日（都内の場合 ※都外の場合は東京都職員の旅費支給規程に準拠してください。） いずれも上限付きの実費とします。
消耗品費	本事業に必要な物品、事務用品費の購入経費等	
教材費	参考資料等の購入経費	
燃料費	本事業に係る移動に使用する車のガソリン料金	
印刷製本費	本事業のためのチラシ・リーフレット等の印刷経費	
会議費	本事業に使用する会議室使用料等	
光熱水費	本事業のために使用する建物の光熱水費	
通信運搬費	本事業に必要な電話料、郵便料等の通信料、運搬費、	
広告費	Web 広告等の作成・掲載費用	
保険料	自動車損害保険、火災保険等	
委託料	本事業の一部を委託して実施する場合の経費 (本事業の一部を委託する場合には都への事前協議が必要であり、協議なく実施した場合、対象経費とし	委託事業者に宿泊費を支払う場合は、対象経費の「旅費」の基準額に準拠

	て認められない場合があります。)	してください。
使用料及び賃借料	本事業で使用する物件の家賃、礼金、仲介手数料やリース料等 ※敷金は対象外	
扶助費	支援対象者の宿泊費、交通費、その他医療費等の支援に必要な経費 自立に向けた環境整備による支援対象者の被服類や学用品等の購入又は交通費、資格取得又は講習等を受講するための経費 ※交通費は、新幹線や座席指定等の料金を除く	宿泊費は、対象経費の「旅費」の基準額に準拠してください。

Q2 上限額を超えた場合は、全額が補助の対象とはならないのでしょうか。

A2 上限額までは補助の対象となり、上限額を超えた分は団体の負担となります。

Q3 カフェやファミレスを活用して支援対象者との面談や職員同士による打合せを実施した場合、補助の対象となりますか。

A3 支援に必要な場所として飲食店を利用する場合は、支援対象者の食費は補助の対象となります（扶助費）。

Q4 10万円以上の物品（備品）を経費で購入したいです。10万円を超えた分を事業者で負担するのであれば、購入しても差し支えありませんか。

A4 10万円以上の購入額の物品は対象経費となりませんので、質問の事例の場合、10万円を超えた分を団体で補填したとしても、補助することはできません。高額な設備等については、リース（使用料及び賃借料）等で対応してください。

Q5 補助金の対象とする経費について、どのような領収書が必要でしょうか。また、領収書を取得することができない場合はどうすればいいでしょうか。

A5 宛名が団体名となっており、かつ何を購入したのか内訳が記載された領収書を取得してください。宛名が職員個人の領収書は、補助金の対象経費として認められません。

内訳が示されない領収書しか取得できない場合、何を購入したのかの内訳を別途記録し、領収書とともに保管してください。

レシートのみ取得が可能で、領収書を取得することができなかった場合は、何のために購入したのか等を記録してください。

領収書もレシートも取得していないなど、購入等の記録が確認できない場合は、補助金の経費として認められません。

Q6 人件費及び旅費については、どのような書類が必要となりますか。

A6 人件費等については、賃金台帳や銀行の振込履歴等により、実際に本事業に従事する職員に支払われているのかを確認します。委託料や使用料及賃借料等については、領収書のほかに団体と委託先との契約書を確認します。

旅費については、必ず、本事業で使用したことが分かるよう、職員ごとに内訳を記載してください。

Q7 補助金の交付決定を受ける前に支出した経費は補助対象になるのでしょうか。

A7 対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。実施計画書において適切と認められ、交付決定を受けた経費であれば、交付決定日より前の支出であっても補助対象になります。

また、本事業は社会福祉法第2条3項に規定された第二種社会福祉事業に該当するため、あらかじめ実施届が必要であり、届出以前に支出した経費は補助対象となりません。

Q8 本事業の実施にあたり、他の国庫補助金や都補助金を使っても良いでしょうか。

A8 補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けることはできません。

本事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）を行う場合には、当該事業と本事業との間で明確に区分又は適切に按分してください。

Q9 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通的に使用している物件等がある場合はどのように経費を切り分けるのでしょうか。

A9 共通している経費については、人件費であれば従事時間数、支援対象者数（相談、同行支援等の件数）、業務割合など、合理的な根拠に基づき按分してください。

物件費であれば使用する部屋数や面積など、合理的な根拠に基づき按分してください。按分の根拠については交付申請後に行うヒアリングの中で確認いたしますが、事業開始後に状況が変わった場合には、その都度お知らせください。

Q10 必須事業と任意事業の経費の区分について、どう考えたら良いか。

A10 必須事業は、本事業全体の基本となる内容であるため、必須事業と任意事業との間で横断的に必要となる経費について、合理的な根拠により区分・按分を行うことで、その一部を任意事業の経費として計上することも可能です。

Q11 「生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援

計画を策定すること」とあるが、具体的な期間の基準等はあるか。

A11 期間の基準はありませんので、事業者において判断してください。なお、一時避難的かつ短期間の居場所の提供については、居場所の提供が2週間を超える対象者については、支援計画を作成してください。

Q12 支援対象者の自立に向けた環境整備の対象となる支援対象者は、就労等定着支援員の支援を受けているものに限りますか。

A12 自立に向けた環境整備の対象者は、支援計画が策定され、必要な支援が行われている者となります。効果的に支援を行うために、就労等定着支援員による支援を併せて利用することは考えられます。

Q13 支援対象者の自立支援のために金券を渡す場合、その経費も補助金の対象になりますか。

A13 支援対象者に渡す金券は、補助の対象となりません。

Q14 「居場所の提供に当たっての宿直等の実施」及び「就労等定着支援員の配置」に当たっては、「職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（当該事業に係る取組を除く。）」については、どのようなことが考えられるか。

A14 事業に特化した職員を配置することで、必須事業等の職員体制や勤務環境の改善が図られるような取組についての計画をお願いします。